

info

交通事故などの第三者行為による ケガや病気をしたら届出を！！



第三者の行為によりケガや病気となった場合でも、国民健康保険で治療を受けることができます。ただし、治療費は加害者側が全額負担することが原則となりますので、国民健康保険が一時的に立て替えた治療費を、あとで加害者などに請求するために届出が必要となります。



第三者行為による ケガや病気とは

- 交通事故(自損事故も含む)
- 他人のペットなどによりケガをした場合
- 不当な暴力や傷害行為を受けてケガをした場合
- 他者の建物で設備欠陥などによる事故でケガをした場合
- 購入食品や飲食店などの食中毒になった場合 など

※業務上や通勤途中の第三者行為によるケガや病気については、「労災保険」の対象となります。

※飲酒運転や無免許運転などの不法行為による交通事故の場合は、国民健康保険が使えないことがあります。

※加害者側から治療費を受け取るなどの示談を済ませてしまうと、国民健康保険が使えなくなったり、

国民健康保険が負担した治療費を被害者側に請求することになりますので、示談の前にご連絡ください。

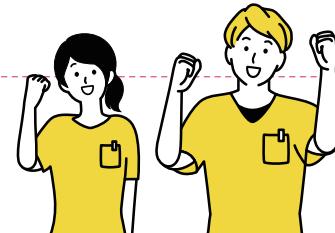
※国民健康保険以外の保険(社会保険など)に加入している方は、勤務先などにお問い合わせください。

問 国民健康保険課 国保給付係 ☎989-5347

info

柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方

身边にあり、比較的待ち時間が短い整骨院・接骨院は気軽に利用できる場所です。しかし、健康保険でかかることのできる範囲が決められているのをご存じですか？看板に健康保険取扱と表示されていても、適用されないケースもあるのです。



健康保険が「使える場合」

- 骨折・脱臼への施術(応急処置の場合と医師の同意がある場合)
- 捻挫・打撲・挫傷(内ばなれ)と、医師や柔道整復師に診断または判断され、施術を受けたとき
- 骨・筋肉・関節のケガや痛みで、負傷原因がはっきりしているもの
(例:日常生活で、足首を捻ったりして急に痛みがでたとき など)

健康保険が「使えない場合」

- 日常生活やスポーツ等での肩こりや筋肉疲労
- 仕事中や通勤途上におきた負傷
- 症状の改善の見られない長期の施術
- 医師の同意のない骨折や脱臼の施術(応急処置を除く)
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- リウマチや関節炎など内因性の筋肉や関節の痛み
- 保険医療機関(病院等)において同じ負傷等で治療中のもの
- 過去の交通事故等による後遺症
- 打撲や捻挫が治った後のマッサージなど

柔道整復師にかかる場合の 注意事項

- (1) 負傷の原因を正しく伝えましょう
- (2) 療養費支給申請書の内容をよく確認し、必ず自分で記入しましょう
- (3) 施術が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう
- (4) 領収証をもらいましょう
- (5) 「ついでに他の部分も」や「家族に付き添ったついでに」といった「ついで」の受診は支給対象外です

問 国民健康保険課 国保給付係 ☎989-5347

特集

うるま日記

各課のお便り

くらしの情報